

## 静岡文化芸術大学非常勤講師に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 非常勤講師とは、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の教育、研究活動の充実を図るために委嘱する専任教員以外の教員で、授業時間割に基づいて授業科目を担当する者をいう。

### (選考基準)

第3条 非常勤講師となることができる者は、次の各号のいずれかの基準に該当する者とする。

- (1) 「静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則」に定める教授、准教授及び専任講師のいずれかの資格基準に該当する者
- (2) 当該授業科目を担当するに足る学識経験、実務経験を有し、かつ、教育研究上の指導力があると認められる者
- (3) その他学長が特に上記と同等以上の能力、又は本学の教育研究活動上特に顕著な業績があると認めた者

### (委嘱発議の事由)

第4条 学長は、次のいずれかに該当する状況が生じた場合に、理事長に非常勤講師の委嘱を発議する。

- (1) 特に開講を必要とする科目で、専任教員では当該授業科目を担当できない場合
- (2) 専任教員に欠員が生じ、これを補充するまでの間で、他の専任教員では当該専任教員が担当していた授業科目を担当できない場合

### (委嘱)

第5条 学長は、教授会の意見を聴いて非常勤講師候補者を選考し、理事長に提案する。

2 理事長は、役員会の議決を経て、非常勤講師として委嘱する。

### (委嘱の期間)

第6条 非常勤講師の委嘱期間は、原則として各学期の間又は1年間とし、更新を妨げない。

- 2 前項の更新は、最初の委嘱日から通算して5年に達する日を限度とする。なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項なお書きにより、委嘱期間が通算して5年を超え、本人の申し出により無期労働契約に転換した場合の委嘱は、当該授業科目の廃止や内容の変更等により、当該非常勤講師に委嘱する必要がなくなった場合には、終了する。

(委嘱の年齢上限)

第6条の2 非常勤講師を委嘱する者の年齢上限は満70歳とし、当該委嘱期間中に70歳に達した場合は、以後における最初の3月31日をもって委嘱を終了する。ただし、特別な事情がある場合は、役員会の議決を経て満70歳超の者を委嘱することができる。

(報酬)

第7条 非常勤講師の報酬は、時間給とし、通勤費とともに別に定める規定により支給する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定後最初に行われる非常勤講師の任用については、第5条に規定する手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月7日から施行する。ただし、第6条の2の改正は、平成31年4月1日から施行する。